

遊漁のみなさまへ

知って! 庄内浜の 漁業

浜の沿岸では、漁場利用を巡るトラブルの未然防止のために漁業者間でルールが決まっています。

この冊子では庄内浜全域の共同漁業権漁場及び周辺漁場の「さし網」「はえ縄」「かご」漁業などのルール(網や縄の方向、ポンテン旗の色や枚数)を各地域前浜別に記載しました。

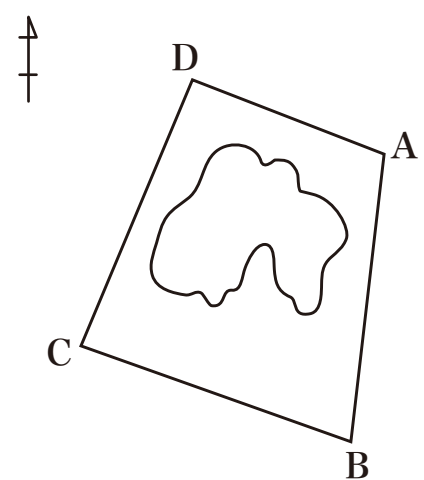
レジャーボートの航行時や遊漁時の事故防止として、また漁業被害の防止としてご利用下さい。

海は、漁業者にとってかけがえのない生産活動の場です。
安全にルールを守って遊漁や海洋レジャーを楽しみましょう。



庄内総合支庁
水産振興課

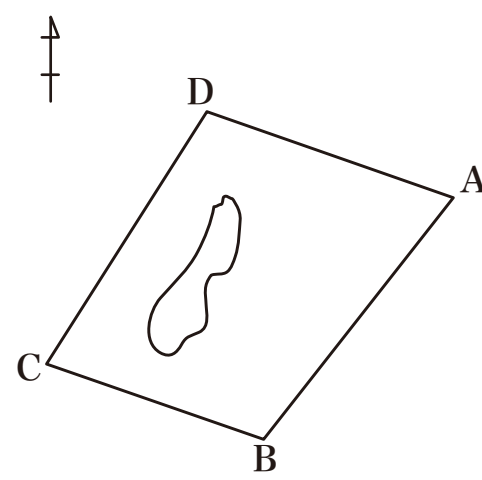
明石礁の遊漁禁止区域 (拡大図)



点	位置	
A	世界	N39° 00.771' E139° 43.397'
	日本	N39° 00.600' E139° 43.600'
B	世界	N38° 57.272' E139° 42.998'
	日本	N38° 57.100' E139° 43.200'
C	世界	N38° 58.371' E139° 38.398'
	日本	N38° 58.200' E139° 38.600'
D	世界	N39° 01.571' E139° 40.198'
	日本	N39° 01.400' E139° 40.400'

世界:世界測地系 日本:日本測地系

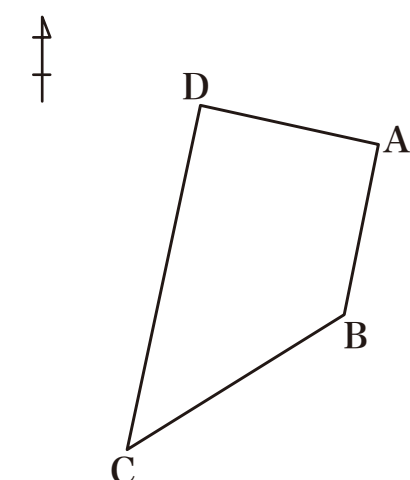
大瀬の遊漁禁止区域 (拡大図)



点	位置	
A	世界	N38° 39.273' E139° 25.500'
	日本	N38° 39.100' E139° 25.700'
B	世界	N38° 37.174' E139° 23.100'
	日本	N38° 37.000' E139° 23.300'
C	世界	N38° 37.873' E139° 20.301'
	日本	N38° 37.700' E139° 20.500'
D	世界	N38° 39.873' E139° 22.400'
	日本	N38° 39.700' E139° 22.600'

世界:世界測地系 日本:日本測地系

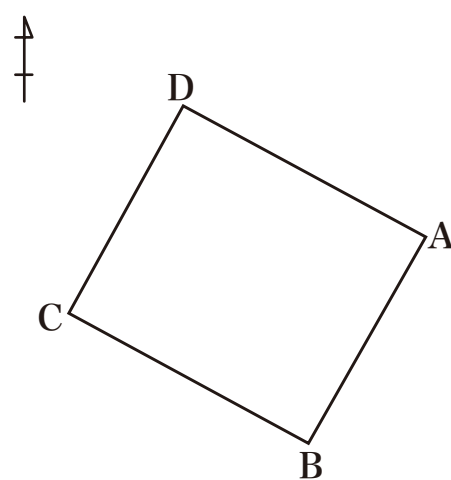
酒田沖の大規模増殖場 (この区域での遊漁は禁止です)



点	位置	
A	世界	N39° 00.302' E139° 47.347'
	日本	N39° 00.13' E139° 47.55'
B	世界	N38° 59.252' E139° 47.007'
	日本	N38° 59.08' E139° 47.21'
C	世界	N38° 57.602' E139° 44.537'
	日本	N38° 57.43' E139° 44.74'
D	世界	N39° 00.671' E139° 45.717'
	日本	N39° 00.50' E139° 45.92'

世界:世界測地系 日本:日本測地系

浜中沖の広域型増殖場 (この区域での遊漁は禁止です)



点	位置	
A	世界	N38° 48.983' E139° 45.038'
	日本	N38° 48.81' E139° 45.24'
B	世界	N38° 48.283' E139° 44.638'
	日本	N38° 48.11' E139° 44.84'
C	世界	N38° 48.603' E139° 43.738'
	日本	N38° 48.43' E139° 43.94'
D	世界	N38° 49.293' E139° 44.138'
	日本	N38° 49.12' E139° 44.34'

世界:世界測地系 日本:日本測地系

遊漁に関する ルール

楽しいはずの海のレジャーが、知らなかったことで罪を問われたりしないようにルールを理解して守りましょう。

漁具・漁法の制限

遊漁者が使用できる漁具・漁法

1. 竿釣及び手釣
2. たも網及び叉手(さで)網
※叉手網とはすくい網のひとつで、二本の竹を交差させるなどし、これに袋状の網を張ったもの。
3. やす(船を使用しないものに限る)
※ゴム等が付いていて、柄の部分が手から離れる様に使用するものは含まない。
4. 徒手採捕(手づかみ)

(山形県海面漁業調整規則による)

上記の1~4に該当しないものは規則違反です。例えば、曳釣、投網、はし、潜水器や水中銃で水産動植物を採捕すること、水中に電流を流して水産動植物採捕することなど。



連絡先

山形県漁業協同組合

本所(代表)	☎0234(24)5611
本所指導課	☎0234(24)5612
飛島支所	☎0234(95)2014
吹浦支所	☎0234(77)2501
さかた総合市場	☎0234(24)5617
加茂出張所	☎0235(33)3328
由良総括支所	☎0235(73)3011
豊浦支所	☎0235(73)3006
温海出張所	☎0235(43)3434
念珠関総括支所	☎0235(44)2100

小型船舶安全協会等

特定非営利活動法人山形県小型船舶安全協会	☎0234(33)8132
鼠ヶ関マリーナ	☎0235(44)3199

お問い合わせ

庄内総合支庁水産振興課漁業調整
☎0234(24)6046

おねがい

漁 具への乗上げ、プロペラへの網・ロープの巻き込みなど、航行不能となる重大事故防止のため、見張りを確実に行きましょう。

ボ ンデン(漁具標識旗)との距離を十分とって航行しましょう。

誤 って漁具を破損させた場合は速やかに最寄の漁協に連絡しましょう。(漁具被害補償も発生します)

豊 かな自然環境を守るため、ゴミの持ち帰りなどマナーを守り環境保全に努めましょう。

海 難防止・漁業の生産活動、トラブル防止のため、漁船の操業を妨げないようにしましょう。



THE 前浜ルール 知って安全!

各地域の前に広がる浜 = 前浜では、漁場利用を巡るトラブル防止のため、独自のルールがあります。例えば、同じさし網でも磯と沖では網のいれ方や旗の枚数に違いがあります。かこ漁やはえなわ漁にもそれぞれルールがあります。また、定置網の位置を知っておくと事故防止に役立ちます。浜のルールを知って、安全なレジャーを楽しみましょう!

— 距岸 6000m
— 共同漁業権魚場

⚡ 定置網

ミニボートは、波に隠れてよく見えません
自分は相手の船が見えても、相手の船からは見えにくいので他の船舶から見つけてもらうための目印となる旗を高い位置に掲げましょう

旗が命!

漁業種類、前浜、陸からの距離によってポンデン（漁具標識）の旗（枚数・色など）が違います。網や縄を入れる方向も違いますので、ポンデンを避けるだけでは危険です。また操業中の漁船の動きは複雑です。漁業を知り、漁船を注視してください。

大規模増殖場

● 枠は夜間の灯火

連絡が命!

携帯電話やスマートフォンは防水バックへ
自己救命策として、スマートフォンなどは水に濡れないように対策しましょう

— 距岸 6000m
— 共同漁業権魚場

縦さし網 6ヒロ(9m)以浅
横さし禁止 9/15-12/31 酒田以北・入会区域

5ヒロ(7.5m)以浅 横さし禁止 9/15-12/31 最上川以南
水深5ヒロ 縦さし網
水深8ヒロ
水深5ヒロ
水深8ヒロ

8ヒロ(12m)以浅 横さし禁止 9/20-

